

社会福祉士及び介護福祉士法附則第 14 条の規定に該当しない旨の誓約書

〇〇年〇月〇日

山形県知事 殿

申請者

住所

山形市松波×丁目×番×号

氏名（法人にあつては名称及び代表者名）

社会福祉法人〇〇会

理事長 △△ △△

申請者が下記のいずれにも該当しない者であることを誓約します。（但し、申請者が法人である場合は、その役員等が該当しないことを誓約します。）

記

（社会福祉士及び介護福祉士法附則第 14 条）

- 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者。
- この法律の規定その他社会福祉又は保健医療に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者。
- 附則第十六条の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者。
- 法人であつて、その業務を行う役員のうち前三号のいずれかに該当する者があるもの。

（関連規定）

法附則第十四条第二号の政令で定める社会福祉又は保健医療に関する法律の規定は、児童福祉法、医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法、医療法、身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、生活保護法、社会福祉法、薬事法、薬剤師法、児童扶養手当法、老人福祉法、特別児童扶養手当等の支給に関する法律、児童手当法、介護保険法、障害者自立支援法、平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律及び平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法の規定とする。